

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による
修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて

令和4年8月31日
文 部 科 学 省

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。
この取消しの効力発生日は、令和5年3月31日とする。

(私立短期大学)

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
宇都宮文星短期大学	栃木県宇都宮市上戸祭4丁目8番15号	学校法人宇都宮学園	栃木県宇都宮市上戸祭4丁目8番15号	法第15条第1項第一号
東京福祉大学短期大学部	群馬県伊勢崎市山王町2020番地1	学校法人茶屋四郎次郎記念学園	東京都豊島区東池袋四丁目23番1号	法第15条第1項第一号
大阪信愛学院短期大学	大阪府大阪市城東区古市2丁目7番30号	学校法人大阪信愛女学院	大阪府大阪市城東区古市2丁目7番30号	法第15条第1項第一号
東大阪大学短期大学部	大阪府東大阪市西堤学園町3-1-1	学校法人村上学園	大阪府東大阪市西堤学園町3-1-1	法第15条第1項第一号

※なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。（大学等における修学の支援に関する法律第16条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項）

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による
修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて
（地方公共団体分）

令和4年8月31日

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を機関要件確認者（各地方公共団体）が取り消したものである。
この取消しの効力発生日は、令和5年3月31日とする。

（私立専門学校）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
酒田調理師専門学校	山形県酒田市幸町2丁目10番12号	学校法人天真林昌学園	山形県酒田市南千日町4番50号	法第15条第1項第一号
山形調理師専門学校	山形県山形市六日町7番42号	学校法人羽陽学園	山形県山形市鈴川町二丁目10番30号	法第15条第1項第一号
川口文化服装専門学校	埼玉県川口市幸町3-5-33	学校法人文化学園	埼玉県川口市幸町3-5-33	法第15条第1項第一号
横須賀法律行政専門学校	神奈川県横須賀市若松町2丁目31	学校法人山本学園	神奈川県横須賀市若松町2丁目31	法第15条第1項第一号
中部製菓専門学校	愛知県知立市池端1-8	学校法人山本学園	愛知県知立市池端1-13	法第15条第1項第一号
ユービック情報専門学校	大阪府大阪市都島区片町2-10-5	学校法人東洋学園	大阪府大阪市旭区森小路2-21-1	法第15条第1項第一号
東洋きもの専門学校	大阪府大阪市旭区清水1-1-6	学校法人東洋学園	大阪府大阪市旭区森小路2-21-1	法第15条第1項第一号
平成医療学園専門学校	大阪府大阪市北区中津6-10-15	学校法人平成医療学園	大阪府大阪市北区豊崎7-7-17	法第15条第1項第一号
大阪YMCA国際専門学校	大阪府大阪市西区土佐堀1-5-6	学校法人大阪YMCA	大阪府大阪市西区土佐堀1-5-6	法第15条第1項第一号
米子ファッションビジネス学園	鳥取県米子市久米町239	学校法人柳心学園	鳥取県米子市旗ヶ崎2-15-1	法第15条第1項第一号
広島YMCA専門学校	広島県広島市中区八丁堀7-11	学校法人広島YMCA学園	広島県広島市中区八丁堀7-11	法第15条第1項第一号

※なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。（大学等における修学の支援に関する法律第16条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項）